

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

2020年9月

和泉市

目次

第1 基本的事項	1 ページ
1 受入れの要件	
2 医療的ケアの内容	
3 対象年齢	
4 受入れ体制	
第2 医療的ケア児の入所までの手続き	2 ページ
1 入園相談	
2 入所申請	
3 面談	
4 関係機関からの意見聴取	
5 受け入れ可能性の検討	
6 保育の入所選考	
7 医療的ケアの実施に関する確認書類の作成	
8 主治医面談について	
9 医療的ケアに必要な物品等の提供	
第3 医療的ケア児の入所後の継続等について	4 ページ
1 医療的ケアの継続審査について	
2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3 長期欠席について	
第4 実施園での受入れについて	5 ページ
1 医療的ケアの実施者について	
2 医療的ケアの安全実施体制について	
3 緊急時の対応	
4 職員の研修	
第5 保護者の了承事項	6 ページ
1 医療的ケアについて	
2 体調管理及び保育の利用中止等	
3 緊急時及び災害時の対応等	
4 退園等	
5 情報の共有等	
6 その他	
【参考】 入所までに使用する主な書式	

第1 基本的事項

1 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は 2 行為の実施を基本とする。

- (1) 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- (2) 導 尿

3 対象年齢

3 歳児クラス以上で集団生活が可能（主治医診断書等で判断）な児童

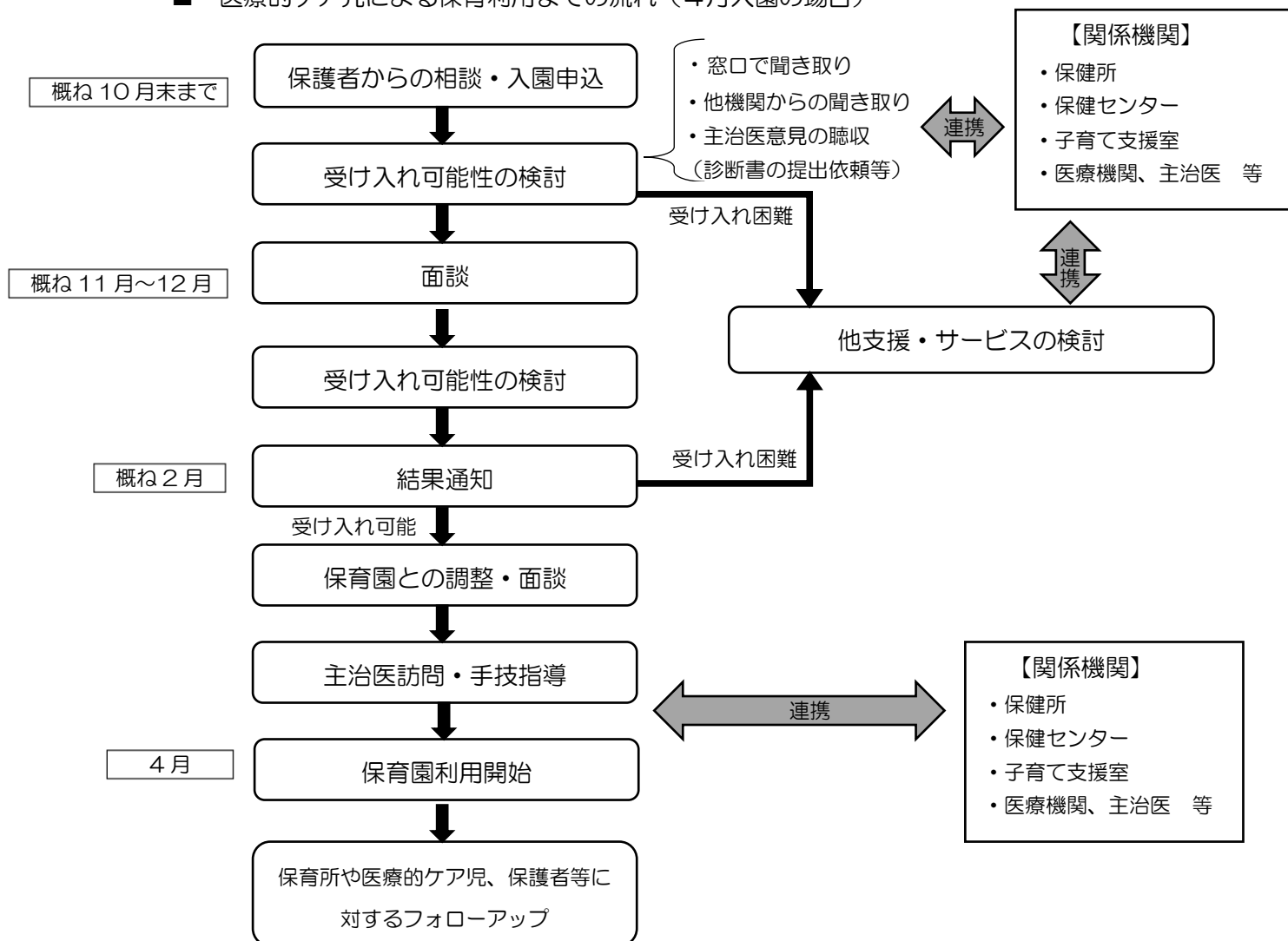
4 受入れ体制

- (1) 受入れ時期は、4 月 1 日入所を基本とする。
- (2) 実施園は、公立保育所を基本とする。
- (3) 医療的ケアを実施できる時間の範囲として原則、平日（月～金曜日）の1日 8 時間（午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）の範囲とする。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

■ 医療的ケア児による保育利用までの流れ（4月入園の場合）



1 入園相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聞き取りを行う。
- (3) 保育の申請に必要な書類の説明を行う。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内する。

2 入園申請

- (1) 入園申請受付時に、申請に必要な書類とともに「入園前確認票」を受領する。
- (2) 「入園前確認票」に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴取する。
- (3) 和泉市要支援児保育実施要綱に基づいて、「要支援児保育実施に係る面談について」の書類を受領し、面接日を調整、設定する。
- (4) 必要に応じて「健康診断書」の提出を依頼する。経費については保護者負担とする。

3 面談

- (1) こども未来室の職員と保護者、児童と面談を行う。
- (2) 保護者から日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について、必要に応じて確認する。
- (3) 児童の健康状態及び発達状況を観察し、保育、医療の観点から、保育園における集団保育を実施することができるか確認する。
- (4) 必要に応じて「健康診断書」を参考に、聞き取りを行う。

4 関係機関からの意見聴取

- (1) 集団保育が適切であるか及び受け入れにおける安全管理等について、関係機関に意見を求める。
- (2) 必要に応じて、保護者同意の上、関係機関に意見を求め、共有する。

5 受け入れ可能性の検討

- (1) 面談の結果は、和泉市要支援児保育実施要綱 第6条 要支援児保育審査会により決定し、保護者に「和泉市要支援児保育審査結果通知書」を送付する。
- (2) 保育不可の際は他機関のサービスの利用となるが、児童の健康状態等の変化により受け入れについて再検討する必要がある場合は、再度、面談を行う。

6 保育の入所選考

市は和泉市保育所等入所選考取り扱い要綱に基づいて入所選考を行う。
入所決定の場合は、利用調整結果通知書を送付する。

7 医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

- (1) 保護者は主治医に「医療的ケア指示書」
- (2) 保護者は実施園に「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」を提出する。
- (3) 実施園は保護者から提出される「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」に基づき保護者、児童と受け入れに関する面談を行う。

8 主治医面談について

実施園、こども未来室は医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。その際、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行う。

9 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施園へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

第3 医療的ケア児の入園後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査について

- (1) 巡回指導等で実施する医療的ケアの継続について、児童の健康状態等を勘案し、関係機関に意見を求める。
- (2) 関係機関の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、市は継続して保育を実施する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 受入れ後、かつ、巡回指導等の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」を提出する。
- (2) 申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育園等における集団保育の継続実施について、関係機関に意見を求める。
- (3) 市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は継続して保育を実施する。市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となる。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、健康診断受診票の提出、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。また、関係機関に報告する。

3 長期欠席について

- (1) 保育園等は、恒常的に保育園等での保育が必要な場合に在園することができるため、登園しない日が続いた場合は和泉市保育の利用に関する規則に基づき、退園となる。
- (2) 長期欠席の後、復園が可能となった場合は、保育園等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求める。

第4 実施園での受入れについて

1 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置する。

2 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施園は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア実施依頼書」、「医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の指導を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長（園長）、保育士、看護師等職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たっては、施設管理者は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

(2) 実施園関係者の役割

(ア) 児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、施設長（園長）、保育士、看護師等の職員、嘱託医、主治医が連携・協働する。

(イ) 施設長（園長）は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

(ウ) 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告する。

(エ) 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」、「実施マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。

(オ) 嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる

(3) 衛生管理

(ア) 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

(イ) 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、「医療的ケア実施計画書」、「実施マニュアル」、「医療的ケア実施報告書」等の書類は、実施園にて必要期間保管する。

3 緊急時の対応

- (1) 実施園は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。
- (2) 緊急時の対応は、実施園で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- (3) 実施園は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。
- (4) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育園等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

4 職員の研修

子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

第5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取る。

1 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「健康診断書」、「医療的ケア指示書」を提出する必要があること。また、実施園は主治医の緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、実施園の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 保育園等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

2 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療行為を行なう看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施園が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内

で感染症が一定数以上発症した場合には、園からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断すること。また、実施園の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

- (5) 実施園が必要と認める時には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

3 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と実施園が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者および主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア実施計画書」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (4) てんかん等の既往および疑いがある児童の場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。消費期限等の管理および保管方法は、保護者等の責任の下で行うこと。
- (5) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、1日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参すること。

4 退園等

- (1) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退園となること。
- (2) 保育園等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受入れができなくなる場合があること。

5 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

6 その他

「第5 保護者の了承事項」1～5のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守すること。

【参考】入所までに使用する主な書式

1. 入園前確認票

保護者は、入園申請時に「入園前確認票」を記入し、入園申請に必要な書類とともに提出する。

2. 健康診断書

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記。保護者は、主治医に記入を依頼し市に提出する。

3. 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

医療的ケア児の保育所等への受入れに関する事項について、保護者が同意、署名の上、市宛に提出する。

4. 医療的ケア実施依頼書

保護者は、「医療的ケア実施依頼書」について説明を受け市（保育園）へ提出する。

5. 医療的ケア指示書

主治医が児童の医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記。主治医から保護者を經由して市（保育園）に提出する。